

国際基督教大学における研究活動に係わる不正行為等の防止等に関する規程

制定	2008年（平成20年）	11月19日	ICU規第 8-15号
改定	2014年（平成26年）	10月10日	ICU規第14- 6号
	2015年（平成27年）	3月12日	ICU規第14-29号
	2017年（平成29年）	3月 2日	ICU規第16-31号
	2017年（平成29年）	9月21日	ICU規第17-20号
	2018年（平成30年）	6月28日	ICU規第18-15号
	2023年（令和 5年）	3月 2日	ICU規第22-34号
	2024年（令和 6年）	5月15日	ICU規第24- 7号

（目的）

第1条 この規程は、国際基督教大学（以下「本学」という。）において研究に携わる者（以下「研究者」という。）の研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用（以下「不正行為等」という。）を防止し、不正行為等が行われ又はそのおそれがある場合に、適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「不正行為等」とは、次の各号をいう。

- (1) 研究活動上の不正行為：故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為をいう。
 - (a) 捏造：存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
 - (b) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - (c) 盗用：他人のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
 - (d) その他の不正行為（二重投稿、不適正なオーサーシップ等）
 - (2) 研究費の不正使用：法令若しくは研究費を配分した機関が定める規程等又は本学規則等に違反する経費の使用をいう。
- 2 前項第1号のうち、国の定める「特定不正行為」であるイ～ハについて、また、前項第2号について疑惑が生じた際に、第13条以下に定める適切な調査および措置を速やかに行う。

（最高管理責任者）

第3条 本学における研究費の運営・管理及び研究活動上の不正行為等の防止について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正行為等を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定し、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるほか、研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合には、厳正かつ適切に対応する。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果について理事会で報告し、意見を求める。
- 4 最高管理責任者は、不正防止に向けた様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

（統括管理責任者）

第4条 最高管理責任者を補佐し、本学における研究費の運営・管理並びに不正行為等の防止に関し本学全体を統括する実質的な権限と責任を有する者として統括管理責任者を置き、学務副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、本学における不正行為等の防止のために、研究者及び研究費の運営・管理に関わる一般職員に対して教育・研修を計画的かつ継続的に行う。

(コンプライアンス推進責任者および研究倫理教育責任者)

第5条 統括管理責任者の指示の下、部局等における研究費の不正使用対策を実施し、実施状況を確認し報告する者としてコンプライアンス推進責任者を置き、研究戦略支援センター部長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、合わせて研究活動上の不正行為について同様の役割を果たす研究倫理教育責任者としての責をも負うものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、本学に所属する常勤の研究者及び研究費の管理・運営に関わる一般職員等に対して定期的に不正使用に関するコンプライアンス教育および研究活動上の不正行為に関する研究倫理教育を実施する。また、構成員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているかどうか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究者および研究支援者の責務)

第6条 研究者は、高い倫理性を保持し、不正行為等を行ってはならない。

- 2 研究者が本学の教員である場合は、当該研究者は自ら前項の責務を負うほか、自らの指導する学生に対し、不正行為等を行うことがないよう適切な指導を行うべき責務を負う。
- 3 研究費の管理・運営に係わるすべての研究者および研究支援者は、不正防止に関する意識の浸透のため、コンプライアンス教育（研究倫理教育）を受講し、不正行為等を行わない旨の誓約書に署名する責務を負う。
- 4 研究費の管理・運営に係わるすべての研究者および研究支援者は、不正行為等の疑惑が生じた場合、自己の責任において科学的根拠を示して反論することが必要であるため、論文や実験・観察ノート、生データ等の研究データを一定期間保存する責務を負う。また、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。なお保存・開示すべき研究データの内容および期間・方法については、データの性質や研究分野の特性に鑑み、別に定める。

(不正防止計画推進委員会)

第7条 最高管理責任者の下に、不正防止計画推進委員会を置く。

2 不正防止計画推進委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。職務委員を除く委員の任期は2年とする。ただし、任期は、委員となる日の属する年度の翌年度末日までとする。

- (1) 統括管理責任者（委員長）
- (2) 総務副学長
- (3) 教養学部長
- (4) 大学院部長
- (5) 研究戦略支援センター長
- (6) 最高管理責任者が指名する研究経験者若干名
- (7) その他最高管理責任者が必要と認める者

3 不正防止計画推進委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 不正防止計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 不正防止計画の推進に関すること。
- (3) 不正防止計画の検証に関すること。
- (4) 研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。

4 不正防止計画推進委員会の事務局は、研究戦略支援センターとする。

(内部監査)

第8条 公的研究費の適正な管理のために、監査室は学校法人国際基督教大学内部監査規程に基づき、内部監査を実施する。

(監事)

第9条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、意見を述べる。

2 監事は、特に、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(相談窓口)

第10条 本学における競争的資金等の使用ルール等に関する機関内外からの相談を受け付ける窓口を、研究戦略支援センターに置く。

(通報窓口)

第11条 本学における不正行為等に関する告発、相談、情報提供（以下「通報」という。）の受付窓口（以下「通報窓口」という。）は、監査室長及び常務理事（総務担当）とする。

2 統括管理責任者は、通報窓口の名称、場所、連絡先、通報の方法などを定め、本学内外に周知する。

(通報の受付)

第12条 通報は、封書、電子メール、面談等の方法により、直接通報窓口に行う。

2 通報は原則として顕名により行われ、不正行為等を行ったとする者、不正行為等の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されてなければならない。ただし、匿名による通報があった場合は、通報の内容に応じ、顕名に準じて取扱うことができる。

3 書面による通報など、通報窓口が受け付けたか否かを通報者が知り得ない方法による通報がなされた場合は、通報者に通報を受け付けたことを通知する。

4 会計検査院、報道や学会等により不正行為等の疑いが指摘された場合は、第2項ただし書きによる通報に準じて取扱う。

5 告発の意思を明示しない相談については、その内容を確認・精査し、告発に相当する理由があると認められた場合は、通報者に対して告発の意思があるか否かを確認する。ただし、告発の意思表示がなされない場合でも、本学は当該事案の調査を開始できるものとする。

(通報の取扱)

第13条 前条の規定により通報があった場合は、通報窓口は速やかにその内容を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者の承認を得た上で、不正行為等が行われようとしている、あるいは不正行為等を求められているという通報については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた時は、緊急性に鑑み、通報をされた者（以下「被通報者」という。）に警告を行う。被通報者が本学に所属する者でない場合は、被通報者の所属する機関に当該通報を回付する。

(通報者・被通報者の保護等)

第14条 通報を受け付ける場合は、通報窓口の担当者以外は見聞できないように、通報内容や通報者の秘密を守るための適切な方法を講じなければならない。

2 通報窓口の担当者及び当該通報事案に携わる者（以下「調査関係者」という。）は、通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底する。

- 3 調査関係者は、調査等により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。職務を退いた後も同様とする。
- 4 調査内容等が漏洩した場合は、最高管理責任者は、通報者及び被通報者の了解を得た上で、調査内容等を公に説明することができる。ただし、通報者及び被通報者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。
- 5 悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に、通報者に対し不利益処分を行ってはならない。
- 6 相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を全面的に禁止するなど、不利益処分を行ってはならない。
- 7 最高管理責任者、統括管理責任者、第17条に規定する不正行為等調査委員、並びに通報窓口担当者は、自らが通報者又は被通報者として係る通報の処理及び通報事案の調査に関与してはならない。

(調査機関)

第15条 被通報者が本学に所属する場合は、原則として本学が通報された事案の調査を行う。

- 2 被通報者が複数の研究機関に所属する場合は、原則として被通報者が通報された事案に係る研究を主に行っていた研究機関を中心に、被通報者が所属する複数の研究機関が合同で調査を行う。
- 3 本学に所属する被通報者が本学とは異なる研究機関で行った研究に係る通報があった場合は、本学と研究が行われた研究機関とが合同で調査を行う。
- 4 被通報者が本学を既に離職している場合は、現に所属する研究機関が本学と合同で調査を行う。ただし、被通報者がどの研究機関にも所属していない時点で通報事案に係る研究を本学で行っていた場合は、本学が調査を行う。
- 5 本学は、他の研究機関や学協会等の研究者コミュニティに調査を委託する、又は調査を実施するうえで協力を求めることができる。

(予備調査)

第16条 第13条の報告に基づき、最高管理責任者は、速やかに統括管理責任者に予備調査を行わせる。

- 2 統括管理責任者は、まず通報内容の合理性、調査可能性等についての予備調査を行い、本調査を行うか否かについて決定し、通報を受理した日から30日以内に、その結果を最高管理責任者に報告する。研究費の不正使用に係る事案については、最高管理責任者は、通報を受理した日から30日以内に、その結果を当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関（以下「資金配分機関」という。）及び文部科学省に報告する。
- 3 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、本調査すべきものか否かを判断する。
- 4 本調査を行わないことを決定した場合は、最高管理責任者は、その旨を理由とともに通報者に通知する。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、通報者の求めに応じて開示することができる。

(不正行為等調査委員会)

第17条 前条の報告に基づき本調査を行うことを決定した場合は、最高管理責任者は、速やかに不正行為等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、委員の半数以上は本学に属さない外部有識者を含むこととする。

- (1) 統括管理責任者（委員長）
- (2) 総務副学長
- (3) 研究戦略支援センター長
- (4) 最高管理責任者が指名する教員若干名
- (5) 当該研究分野の研究者であって本学に属さない者

(6) その他最高管理責任者が特に必要と認めた者

- 3 調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 調査委員会の運営に関する必要な事項は、調査委員会が定める。
- 5 最高管理責任者は、調査する事案に応じて調査委員会の調査権限を定め、関係者に周知する。
- 6 調査委員会の事務局は、事務局長の下に置く。

(本調査)

- 第18条 調査委員会は、予備調査の結果が最高管理責任者に報告された日から30日以内に、本調査を開始する。
- 2 最高管理責任者は、通報者及び被通報者に対し本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被通報者が他機関に所属している場合は、当該所属機関に対しても通知する。また、資金配分機関及び文部科学省に対しても通知する。公的研究費の不正使用に係る調査については、調査方針、調査対象及び方法等について資金配分機関と協議する。
 - 3 最高管理責任者は、調査委員の氏名や所属を通報者及び被通報者に通知する。これに対し、通報者及び被通報者は、通知された日から10日以内に、異議申立てができる。
 - 4 前項の異議申立てがあった場合でその内容が妥当であると判断した時は、最高管理責任者は、適切な処置をとるとともに、その結果を通報者及び被通報者に通知する。

(調査方法)

- 第19条 調査委員会は、通報された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料、経費の使用に係る証拠書類等の精査や、関係者のヒアリング等により本調査を行う。この場合、調査委員会は、被通報者から弁明を聴取しなければならない。
- 2 調査の対象には、通報に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。
 - 3 調査委員会は、通報に係る研究に関して証拠となるような資料等を保全する措置をとる。通報に係る研究が他機関で行われた場合は、当該機関に証拠となるような資料等を保全する措置を要請する。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動は制限されない。
 - 4 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮する。

(調査中における一時的措置等)

- 第20条 本調査の実施が決定された場合は、最高管理責任者は、調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る研究費の支出を停止できる。
- 2 最高管理責任者は、調査の終了前であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに不正行為等が行われたと認定し、資金配分機関に報告する。
 - 3 最高管理責任者は、資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該資金配分機関に提出する。
 - 4 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、資金配分機関の求めに応じ当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(被通報者の説明責任)

- 第21条 本調査において被通報者が研究活動上の不正行為に係る疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 本調査において被通報者が研究費の不正使用に係る疑惑を晴らそうとする場合は、証拠となる資料、関係書類等を示して説明しなければならない。

(認定)

第22条 調査委員会は、本調査の開始後150日以内に、次の各号に掲げる事項の認定を行い、最高管理責任者に報告する。

- (1) 不正行為等が行われたか否か。
 - (2) 不正行為等が行われたと認定された場合は、その内容、不正行為等に関与した者とその関与の度合、不正使用の相当額等。
 - (3) 不正行為等が行われなかったと認定された場合は、通報が悪意に基づくものであったか否か。ただし、通報が悪意に基づくものであるとの認定を行うに当たっては、当該通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 2 調査委員会は、被通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為等か否かの認定を行うものとする。
- 3 調査委員会は、被通報者の自認を唯一の証拠として、不正行為等と認定することはできない。
- 4 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為等であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為等と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為等であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知)

第23条 最高管理責任者は、調査結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為等に関与したと認定された者を含む。）に通知する。

- 2 最高管理責任者は、通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を資金配分機関及び文部科学省に提出する。万が一期限までに調査が終了しない場合であっても、中間報告書を資金配分機関に提出する。また、被通報者が他機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。通報がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で不正行為があったと認定された時は、取り下げなど研究者が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等を付す。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合で通報者が他機関に所属している時は、当該所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第24条 不正行為等が行われたと認定された被通報者は、前条の通知の日から10日以内に、最高管理責任者に対して、書面により不服申立てができる。

(不服申立ての審査)

第25条 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が調査委員会の構成等その公正性に関わる場合は、最高管理責任者は、調査委員会に代えて他の者に審査させることができる。

- 2 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。最高管理責任者は、その結果を通報者及び被通報者に通知する。また、資金配分機関及び文部科学省にも通知する。
- 3 再調査を行う決定を行った場合は、調査委員会は、被通報者に対し当該事案の速やかな解明に向けて協力を求める。その協力が得られない場合は、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。
- 4 再調査を開始した場合は、調査委員会は、不服申立てを受けた日から50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その調査結果を最高管理責任者に報告する。

- 5 最高管理責任者は、前項の結果を被通報者及び通報者に通知する。被通報者が他機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。また、資金配分機関及び文部科学省にも通知する。
- 6 前条に基づく不服申立てがなされた場合、本条前各項に定める不服申立ての審査の結果が最高管理責任者に報告されるまで、最高管理責任者は第19条第3項の証拠保全措置及び第20条第1項の一時的措置を延長することができる。

(通報者からの不服申立て)

第26条 悪意に基づく通報と認定された通報者は、その認定に対して、第24条の例により不服申立てができる。その審査及び再調査については、第25条に準じる。

(調査結果の公表)

第27条 不正行為等が行われたとの認定があった場合は、最高管理責任者は、調査結果を公表する。公表する項目は、不正行為等に関与した者の氏名・所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、当該不正行為等に係る者の氏名・所属を非公表とすることができる。

- 2 不正行為等が行われなかったと認定された場合は、最高管理責任者は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することができる。
- 3 悪意に基づく通報と認定された場合は、最高管理責任者は、不正行為等が行われなかったこと等に加え、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由を公表する。

(研究資金の使用中止等)

第28条 不正行為等が行われたとの認定があった場合は、最高管理責任者は、不正行為等への関与が認定された者及び研究活動上の不正行為と認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）に対し、直ちに当該研究費の使用中止を命ずるとともに、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。

(措置の解除等)

第29条 不正行為等が行われなかったとの認定があった場合は、最高管理責任者は、第19条第3項の証拠保全措置及び第20条第1項の一時的措置を解除する。

- 2 最高管理責任者は、被通報者の名誉を回復させるため、当該事案において不正行為等が行われなかった旨を調査関係者に対して周知する。当該事案が調査関係者以外に漏洩している場合は、調査関係者以外にも周知する。
- 3 不正行為等が行われたと認定された場合は、最高管理責任者は、是正及び再発防止のために必要な措置等を講じる。

(処置)

第30条 学長は、不正行為等が行われたとの認定があった場合で被認定者が本学に所属する者である時は、就業規則その他関係諸規程の定めるところにより適切に処置する。

- 2 学長は、通報が悪意に基づくものとの認定があった場合で当該通報者が本学に所属する者である時も、前項同様に処置する。

(その他)

第31条 この規程の実施に関し必要な事項は、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（2006年（平成18年）8月8日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2007年（平成19年）2月15日文部科学大臣決定）

並びに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014年（平成26年）8月26日文科科学大臣決定）に準じる。その他必要な事項は別に定める。

2 この規程の改廃は、不正防止計画推進委員会及び幹部会の議を経て、学長が行う。

付 則

この規程は、2009年（平成21年）1月1日から施行する。

付 則

この規程は、2014年（平成26年）10月10日から施行し、2014年（平成26年）9月1日から適用する。

付 則

この規程は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

付 則

この規程は、2017年（平成29年）3月3日から施行する。

付 則

この規程は、2017年（平成29年）9月21日から施行し、2017年（平成29年）9月1日から適用する。

付 則

この規程は、2018年（平成30年）6月28日から施行する。

付 則

この規程は、2023年（令和5年）3月2日から施行する。

付 則

この規程は、2024年（令和6年）5月16日から施行し、2024年（令和6年）4月1日から適用する。